

平成28年3月

各企業人事担当部
採用責任者 殿

九州大学学務部学生支援課就職支援係
キャリア支援係

平成28年度本学卒業・修了予定者の就職・採用活動についてのお願い

ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

御社におかれましては、本学学生の就職に関し、平素より御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、平成27年度卒業・修了予定者の学生の就職活動及び企業による採用選考活動については、大学等における学生の学修時間の確保、留学等の多様な経験によって身に付けた資質能力をもとに社会に貢献できる適切な職業選択の機会を確保するため、広報活動は3月1日以降開始、採用選考活動は8月1日以降開始に変更（いわゆる「後ろ倒し」）されて取り組まれました。その結果を検証したところ、広報活動開始時期（3月1日）については多くの企業の御協力により、卒業・修了前年度においては、大半の学生等が学修時間を確保することができたこと等が確認されていますが、採用選考活動開始時期（8月1日）については、残念ながら、一部の企業が8月1日以前に選考活動等を実施したこと等により、結果として就職・採用活動が長期化するなど、学生及び企業の双方に負担となりました。

このような状況を改善し、就職・採用活動時期の変更の趣旨である、学生が学業に専念し、多様な経験ができる環境等を担保するため、企業側、大学側、関係府省において協議が重ねられました。その結果、平成28年度卒業・修了予定者については、広報活動開始は3月1日以降を維持することとされ、採用選考活動開始は6月1日以降に変更されることになりました。

この方針を受け、先般、一般社団法人日本経済団体連合会は、大学側の意見も踏まえて学生の学業への妨げにならないよう配慮に努める旨の内容を盛り込んだ「採用選考に関する指針」及び「採用選考に関する指針」の手引きを平成27年12月7日に改定・公表しました。

本学では、学生に高い学力と豊かな人間性を身につけさせた上で卒業生・修了生として、グローバル化をはじめ複雑多様化した社会に送り出す社会的使命を担っています。この本来果たすべき使命と責任を十分に認識し、その責務を果たすためには、就職・採用活動にあってもその秩序を維持し、正常な学校教育と学生の学修環境を確保することが極めて重要であると考えています。

このため、本学を始めとする大学等においては、平成27年12月10日の就職問題懇

談会の申合せに基づき、平成28年度卒業・修了予定者の就職・採用選考活動について、秩序ある対応を行ってまいりますので、御社におかれましても、今般の就職・採用活動開始時期の変更の趣旨や人材養成の観点から学業への配慮の重要性について御理解いただき、下記の事項への積極的な御協力を賜りたく、お願いいたします。

なお、政府においても経済団体・業界団体を通じて、広く企業に対して同趣旨の要請を行っていることを申し添えます。

記

1. 平成28年度就職・採用活動において特に留意をお願いしたい事項について

(1) 就職・採用活動開始時期等について

広報活動開始：平成28年3月1日以降

採用選考活動開始：平成28年6月1日以降

正式内定日：平成28年10月1日以降

※本学の「学校推薦書」は平成28年6月1日以降に発行いたします。

(2) 「企業説明会」の取扱いについて

平成28年2月末日までに実施される「企業説明会」*に本学は協力いたしません。

また、3月1日以降に広報活動として「企業説明会」を実施する場合であっても、参加の有無がその後の選考に影響しないことを学生に対して明示してください。

※「企業説明会」とは「会社説明会」、「学内セミナー」等の名称に関わらず、採用を目的として事前に採用予定数や選考スケジュールなどの採用情報を広く学生等に発信するための説明会を指します。

(3) 採用選考活動が学業等の妨げにならないために必要な配慮等について

来年度は学期期間中の採用選考活動となりますので、授業、試験、留学、教育実習等と採用選考活動が重複する場合には、学生からの求めに応じ、個別的な採用選考日時の変更などの対応をお願いします。

また、土日祝日や平日の夕方の活用も取り入れるなど、学生の学修環境を損なうことのないように極力柔軟な対応をお願いします。

(4) 学生の応募書類及び採用選考活動における評価について

学生の応募書類は、「大学等指定書類（『履歴書・写真・自己紹介書』、『成績証明書《卒業見込証明書を含む》』）」とし、就職差別につながる恐れのある項目を含む「会社指定書類」《エントリーシート等を含む》、「戸籍謄（抄）本」、「住民票」等の提出を求めないでください。

また、少なくとも卒業・修了前年度までの学業成果（成績や履修履歴等）を取得し、採用面接において活用するなど多面的な観点から適切に学生を評価してください。

(5) 職業の選択の自由を妨げる行為やハラスメント的な行為の自粛について

必要な人材確保に熱心になるあまり、

- ① 広報活動開始前又は広報活動期間中に早期に内々定を行うこと
- ② 正式内定開始日前に内定承諾書、誓約書をはじめとした内定受諾の意思確認書類の提出を求めること
- ③ 6月1日以降の採用選考活動時期に学生を長時間拘束するような選考会や行事等を実施すること
- ④ 自社の内々定と引き替えに、他社への就職活動を取りやめるよう強要すること等の学生の職業の選択の自由を妨げる行為や、学生の意思に反して就職活動の終了を強要するようなハラスメント的な行為は厳に慎んでください。

2. 就職・採用活動の公平・公正の確保への配慮等について

(1) 男女雇用機会均等について

就職・採用活動は、男女雇用機会均等法及びその指針の趣旨に則って行われる旨を徹底してください。特に、総合職採用における女子学生への配慮をお願いします。

(2) インターンシップについて

インターンシップとは、一般に「学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと」と捉えられており、その実施にあたっては、「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」¹を踏まえた、適切な内容にしてください。

そのため、広報活動開始前に「インターンシップ」と称した会社説明会や実質的な採用選考活動とも捉えられるような行事等は慎んでください。

(3) 大学等の所在地等への配慮について

大学等の所在地や学生の居住地が遠方である場合などは、それが採用選考において不利とならないよう配慮してください。

(4) 学生の健康状態への配慮について

採用選考活動の実施時期が梅雨や夏季に当たるため、学生のクールビズ等への配慮を明示してください。

以上

【参考】

○「就職問題懇談会」について

大学等卒業予定者の就職活動の在り方について検討・協議を行う、国公私立の大学、短期大学及び高等専門学校関係団体で構成される組織。昭和28年度から設置。（事務局：文部科学省高等教育局学生・留学生課）

（構成団体）

一般社団法人 国立大学協会、一般社団法人 公立大学協会、日本私立大学団体連合会、全国公立短期大学協会、日本私立短期大学協会、

1 「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（平成 27 年 12 月 10 日一部改正 文部科学省、厚生労働省、経済産業省）（抜粋）

インターンシップと称して就職・採用活動開始時期前に就職・採用活動そのものが行われることにより、インターンシップ全体に対する信頼性を失わせるようなことにならないよう、インターンシップに関わる者それぞれが留意することが、今後のインターンシップの推進に当たって重要である。